



# 湯田温泉

白狐が見つけた美肌の湯「湯田温泉」にご宿泊いただき、働きながら余暇の時間に和文化体験が楽しめるプランです。



## 和文化体験ワークショップモニタープラン

対象：山口県外在住者／テレワーク可能な方

設定日

- ① 3/12(日)～13月 A・B両コース設定
- ② 3/19(日)～20月 Bコースのみ設定
- ③ 3/26(日)～27月 Aコースのみ設定

旅行代金

おひとり様  
(大人・小人同額)

3,000円 (税込)

定員

5名 ※最少催行人員1名  
(各回・各コース)

その他

◎添乗員は同行しません  
◎モニタープランにつき、アンケートにご協力いただきます

	行程	宿泊先	食事
1日目	(お客様ご自身でご移動ください) …ホテル ※チェックイン後、テレワーク(仕事)を含めて、ご自由にお過ごしください。	【湯田温泉】ホテル喜良久 (和室又はツイン又はシングル利用) 山口市湯田温泉4-4-3 TEL: 083-922-0333	
2日目	ホテル(9:45頃出発) …徒歩にて移動 ※A、Bいずれかをお選びください。 《和文化体験・Aコース》和菓子づくり・茶道体験 会場: LAWAKU(山口市下市町13-45 ホテルより徒歩7分) 《和文化体験・Bコース》大内塗の技法を活用したアクセサリ作り 会場: 湯田温泉旅館組合(山口市湯田温泉6-6-53 ホテルより徒歩5分)		食事は付いておりません



ホテル(全景)



ホテル(大浴場)



体験・Aコース



体験・Bコース

問合せ・申込先

湯田温泉旅館協同組合【主催：山口市定住促進課】

☎083-920-3000(平日9:00～17:15 土日祝休み) / 山口県山口市湯田温泉6-6-53

旅行条件書(要約) お申込みの際には必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前にご確認の上お申込みください。

●募集型企画旅行契約  
この旅行は、湯田温泉旅館協同組合、山口県山口市湯田温泉6-6-53、山口県知事登録旅行業第3-145号、以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」)を締結することになります。また、旅行条件は下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。  
当社約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によります。

●契約の申込み及び契約成立時期  
(1) お申込みの際には、所定の申込書に所定の事項を記入し、お申込みください。  
(2) 電話、郵便、ファクシミリその他通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨を通知した後、申込書の提出をしていただきます。  
(3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したとき成立するものとします。  
(4) 申込金(おひとり) : 旅行代金全額

●取消料  
旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは次の金額を取消料として申し受けます。  
1. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあっては11日目) …無料  
2. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)にあたる日以降の解除(3～6を除く) …旅行代金の20%  
3. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降の解除(4～6を除く) …旅行代金の30%  
4. 旅行開始日の前日の解除…旅行代金の40%  
5. 当日の解除(6を除く) …旅行代金の50%  
6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加…旅行代金の100%

●旅行代金に含まれるもの  
旅行日程に明示した、宿泊代、体験代及び消費税額。  
これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。  
(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

●国内旅行保険への加入について  
ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

●事故等のお申し出について  
旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせした連絡先にご連絡ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

●個人情報の取り扱いについて  
当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において、運送、宿泊機関等の提供するサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

●旅行条件・旅行代金の基準  
この旅行条件は、2023年2月1日を基準としております。また、旅行代金は2023年2月1日現在の有効な運賃・規程を基準として算出しております。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

お申込み・お問合せ  
湯田温泉旅館協同組合  
メール: yudaspa@c-able.ne.jp  
〒753-0056 山口県山口市湯田温泉6-6-53  
電話: 083-920-3000 / FAX: 083-920-3003  
(営業時間: 月曜～金曜9:00～17:15 土日祝祭日は休業)  
総合旅行業務取扱管理者: 吉本 康治  
※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。ご旅行の契約に関し担当者からの説明にて不明の点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にて質問ください。  
旅行企画・実施: 湯田温泉旅館協同組合  
山口県知事登録旅行業 第3-145号  
〒753-0056 山口県山口市湯田温泉6-6-53